

財政援助団体等監査の結果

1 監査の期間

平成26年11月12日から平成27年1月9日

2 監査の対象

(1) 監査対象団体

豊和、辻村グループ

(2) 所管課

教育委員会事務局スポーツ課

(3) 対象事項

西尾市ふれあい広場の平成25年度指定管理業務

3 監査の方法

所管課及び監査対象団体から提出された関係書類に基づき、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適切かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理業務について、施設の目的に沿った管理運営がなされているかどうかなどについて審査するとともに、監査対象団体職員及び所管部局職員の説明を聴取し監査を実施した。

4 監査の結果

指定管理に係る出納その他の事務は概ね適正に処理されていると認められた。また、指定管理業務についても、施設の目的に沿った管理運営がされていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、基本協定書に定められた事項について、遵守されていないものが見受けられた。今後は、基本協定書、仕様書等に沿った事務執行、施設管理がなされるよう十分留意し、改善、是正を要する事項についてはその措置を講じられたい。

(1) 施設の維持管理で、指定管理者が点検業務などを第三者に委託する場合は、事前に書面で教育委員会の許可を得ることとなっているが、一部の業務について教育委員会の許可を得ていないものが見受けられた。

今後は、事前に協議し、第三者に委託することを適当とした場合は書面で許可をされたい。

(2) 各年度の事業計画の確認で、指定管理者は各年度の事業計画書を教育委員会へ提出し、確認を得なければならないとなっているが、4月1日以降に事業計画書が提出されていた。

各年度の事業計画は、年度開始前に確認すべきものであることから、遅くとも3月下旬には提出を受け、確認をされたい。

(3) 指定管理者の経営状況の確認で、指定管理者はその経営の健全性を証するため、毎事業年度終了後に商法その他関係法令で求められる計算書類及び監査報告書を教育委員会に提出することとなっているが、それらの書類の提出がなされていなかった。

指定管理者の経営状況を確認するためにも、それらの書類の提出を受け、その内容について確認をされたい。